

平成25年第1回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成25年2月20日 午前10:00

○散 会 午後 2:22

○出席議員（19名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
10 番 佐 藤 義 久	11 番 小 林 悟	13 番 佐 藤 昇
14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武	16 番 鈴 木 斌 次 郎
17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄	19 番 佐々木 嘉 一
20 番 千 田 正 英		

○欠席議員（1名）

12 番 岡 田 曙

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鐙 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
市民生活部長 根 一	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 菅 原 龍 太 郎
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
企画政策課長兼新庁舎 建設室長（部長待遇） 幸 村 公 明	総 務 課 長 藤 原 貞 雄
財 政 課 長 鈴 木 利 美	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 正 議会事務局次長 畠 山 靖 男



平成25年第1回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成25年2月20日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長、特別委員会委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長施政方針）
- 日程第 5 議案第 2号 潟上市新型インフルエンザ等対策本部条例（案）について
- 日程第 6 議案第 3号 潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について
- 日程第 7 議案第 4号 潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）について
- 日程第 8 議案第 5号 潟上市市営住宅等整備の基準に関する条例（案）について
- 日程第 9 議案第 6号 潟上市市道の構造の技術的基準等を定める条例（案）について
- 日程第 10 議案第 7号 潟上市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例（案）について
- 日程第 11 議案第 8号 潟上市都市公園の設置に関する基準等を定める条例（案）について
- 日程第 12 議案第 9号 潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 13 議案第 10号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 14 議案第 11号 潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 15 議案第 12号 潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について

- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 潟上市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 潟上市障害者自立支援法に関する審査会条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 潟上市都市公園条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 潟上市農業集落排水施設設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 潟上市職員の厚生制度に関する条例を廃止する条例（案）について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 平成 2 4 年度潟上市一般会計補正予算（第 9 号）（案）について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について

- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 平成 2 4 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 平成 2 4 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 平成 2 4 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 平成 2 5 年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 平成 2 5 年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 平成 2 5 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 平成 2 5 年度潟上市一般会計予算（案）について
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 平成 2 5 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 平成 2 5 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について
- 日程第 4 1 議案第 3 8 号 平成 2 5 年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について
- 日程第 4 2 議案第 3 9 号 平成 2 5 年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について
- 日程第 4 3 議案第 4 0 号 平成 2 5 年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について
- 日程第 4 4 議案第 4 1 号 平成 2 5 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について
- 日程第 4 5 議案第 4 2 号 平成 2 5 年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について

- 日程第 4 6 議案第 4 3 号 平成 2 5 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 4 7 議案第 4 4 号 平成 2 5 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 4 8 議案第 4 5 号 平成 2 5 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 4 9 議案第 4 6 号 平成 2 5 年度潟上市水道事業会計予算（案）について
- 日程第 5 0 議案第 4 7 号 市道路線の認定及び変更について
- 日程第 5 1 同意第 1 号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について
- 日程第 5 2 承認第 1 号 専決処分の承認について（平成 2 4 年度潟上市一般会計補正予算（第 8 号））
- 日程第 5 3 陳情第 1 号 追分西町内に集会所の新規設置について
- 日程第 5 4 陳情第 2 号 最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める陳情書
- 日程第 5 5 陳情第 3 号 年金 2 . 5 % の削減中止を求める陳情
- 日程第 5 6 陳情第 1 7 号の取り下げについて

午前10時00分 開会

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回潟上市議会定例会を開会します。

なお、12番岡田 曙議員が所用のため欠席の届がありましたので、ご報告致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

**【日程第1、会議録署名議員の指名】**

○議長（千田正英） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、14番藤原典男議員及び15番西村 武議員を指名します。

**【日程第2、会期の決定】**

○議長（千田正英） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月12日までの21日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月12日までの21日間に決定しました。

**【日程第3、諸般の報告】**

○議長（千田正英） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであります。朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。15番西村 武議会運営委員会委員長。

**【議会運営委員会の報告】**

○議会運営委員長（西村 武） 皆さん、おはようございます。ただいまより議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、2月12日に委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長の出席のもとに、また、2月18日にも正副議長の出席のもとに開催をしております。

本定例会の運営についてご報告を致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、議案第2号、3号、4号の条例案は社会厚生常任委員会へ付託、議案第5号、6号、7号、8号の条例案は産業建設常任委員会へ付託、議案第9号、10号、11号の条例改正案は産業建設常任委員会へ付託、議案第12号の条例改正案は社会厚生常任委員会へ付託、議案第13号の条例改正案は産業建設常任委員会へ付託、議案第14号の条例改正案は社会厚生常任委員会へ付託、議案第15号の条例改正案は、地方自治法の施行期日が3月1日であることから本日の本会議で審議することと致しました。議案第16号の条例改正案は産業建設常任委員会へ付託、議案第17号の条例改正案は産業建設常任委員会へ付託、議案第18号の条例改正案は社会厚生常任委員会へ付託、議案第19号、20号の条例改正案は総務文教常任委員会へ付託、議案第21号の条例廃止案は総務文教常任委員会へ付託、議案第22号から議案第31号の補正予算案は所管の常任委員会へ付託、議案第32号、33号、34号の特別会計への繰り入れは産業建設常任委員会へ付託、議案第35号から議案第46号の当初予算案は所管の常任委員会へ付託、議案第47号の道路認定及び変更は産業建設常任委員会へ付託、同意第1号の一部事務組合議会議員の推薦は本日の本会議において行う、承認第1号の専決処分の承認は本日の本会議にて審議という区分で行うことと致します。

付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認いただきます。

また、陳情・請願については、お手元に配付の請願及び陳情等のおり各所管の常任委員会へ付託することと致します。

なお、昨年11月28日で受け付けした社会厚生常任委員会で継続審査中の陳情第17号は、提出者より取り下げ願いが提出されております。委員会付託後の取り下げは本会議での議決が必要ですので、本日の日程として取り扱いを行うことと致しました。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問については6名の通告者がありました。

議会運営委員会での抽選の結果、25日月曜日の1番目に5番菅原理恵子議員、2番目に14番藤原典男議員、3番目に15番西村武議員、26日火曜日の1番目に19番佐々木嘉一議員、2番目に13番佐藤昇議員、3番目に4番藤原幸作議員となりましたので、宜しくお願ひ致します。



また、常任委員会審査について申し上げます。

常任委員会審査は、各委員会とも27日水曜日の午前10時から開催となります。

議会基本条例策定特別委員会について申し上げます。

委員長より、これまでの進捗状況についての報告の申し出がありますので、諸般の報告で取り扱いを致します。

以上、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

- 議長（千田正英） 次に、議会基本条例策定特別委員会委員長から議会基本条例策定の進捗状況についての報告を行います。4番藤原幸作議員。

**【議会基本条例策定特別委員会の報告】**

- 議会基本条例策定特別委員会委員長（藤原幸作） 議会基本条例策定の進捗状況についてご報告を致します。

委員会は、これまで17回の協議を重ね、1月29日に特別委員会としての「素案のたたき台」をまとめております。

このたたき台を2月4日に岩手県立大学の齋藤俊明教授に送付し、現在は法的な面での整合性や条文の文言・表現が適切かなどのチェックを専門家の立場から行っていただいているところであります。これらのチェックが終了後の3月22日に、齋藤教授から委員会に出席いただき、直接ご教示を受け、その後に委員会で再度協議を行い、委員会としての素案をまとめ上げることにしております。

本日は、今現在の素案のたたき台を議員各位に示して中間報告とすればよかったですのですが、まだ不確定な要素が多く残っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議員各位には、専門家の意見を反映し、委員会としてしっかりと固まったものをもって全員協議会でご説明し、意見等をいただき、最終的には議会全体として確認されたものとしてまとめることとしております。

また、条例には当局に関係する部分もあることから、議会全体で確認されたものをもって当局と協議をしていくこととしております。

なお、条例の策定は昨年12月にお示したスケジュールに沿って進んでおります。

以上が進捗状況の報告であります。

- 議長（千田正英） これで諸般の報告を終わります。

**【日程第4、行政報告（市長施政方針）】**

○議長（千田正英） 日程第4、市長より行政報告（市長施政方針）の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。

平成25年第1回潟上市議会定例会の開会にあたり、市政の所信と平成25年度予算編成の概要を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様に一層のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

#### <基本姿勢>

現政府・与党では、これまでの「縮小均衡の分配政策」から「成長と富の創出の好循環」へと政策の基本哲学を変え、「強い経済」を取り戻すことに全力で取り組むこととしております。

景気の底割れを回避し、民間投資を喚起して持続的成長を生み出す成長戦略の第1弾として、1月11日には「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を閣議決定し、新政権の日本経済再生に向けた強い意思として示しております。

安倍政権発足後は、景気回復への期待を先取りする形で円高修正が進み、株価も回復し始めておりますが、まだまだ世界的な不況下にあり、国・県・自治体、そして企業にあっても、いかにして雇用を守り、景気回復へとつなげていくか、正に正念場にあります。

また、再度の政権交代によるこれまでの「地域主権改革」から、新たに始まる「地方分権改革」への転換により、当面は混迷も予想されますが、いかに住民ニーズや地域事情に応じた自主的かつ独創的なまちづくりを進めていくかが、今後の自治体の行方を左右するものと言っても過言でないと認識しております。

本市総合発展計画は、市民の目線に立ち、対話と協調を大切にしながら、すべての市民が心豊かに暮らしていくために「市民による市民のためのまちづくり」を基本理念としております。このまちに住んで「安らぎ」の感じられる空間を創出し、市民一人ひとりが輝きながら成長・発展する地域を目指してまいります。

#### <当面する行政課題への取り組み>

##### 1. 新庁舎建設事業について

新庁舎建設基本設計業務については、市議会からの提案をはじめ新庁舎建設基本設計市民委員会からの報告及びパブリックコメントにより、多数の貴重なご意見をいただいております。その内容を総合的に判断しながら策定作業を進め、このたび基本設計が完

成致しました。25年度当初予算には、計画をより具体化するため実施設計業務委託料等の関連予算を計上しております。

また、新庁舎建設後の現庁舎等の利活用については、24年5月に市民30人の委員からなる現庁舎等利活用検討委員会から提出いただきました「潟上市現庁舎等利活用に関する報告書」をもとに「新庁舎建設に伴う現庁舎等利活用方針」を作成しております。今後は、実施に向けた具体的計画の策定に取り組んでまいります。

今後とも将来の潟上市を見据えて、引き続き情報の発信と説明責任を果たしながら、新庁舎の建設に全力を傾注していく所存であります。

## 2. 防災・減災対策について

昨年12月28日、県で進めている「地震被害想定調査」にかかわる成果の一部として津波関連のデータが公表されました。この中で想定した最も大規模な3海域連動地震では、マグニチュードは8.7程度となっております。

これに伴い、23年度に全戸配布した「潟上市津波ハザードマップ（暫定版）」の浸水区域が大幅に増えたことにより、津波ハザードマップの見直しを計画しております。また、今後、県で取りまとめる「地震被害想定調査」の結果に基づき、25年度中の秋田県地域防災計画の全面見直し作業に合わせて本市の地域防災計画の見直しを実施するとともに、併せて津波避難タワーの必要性についても検討を進めてまいります。

大規模災害時の防災活動の中核となり、避難、救助、被災者支援などの活動を行う自主防災組織の組織化状況は、25年1月末時点で15組織24自治会、世帯数による組織化率は28%となっております。今後も組織化のための講習会、勉強会などを開催し、組織化率向上に努めてまいります。また、結成済みの自主防災組織には、各種講習会の開催や防災訓練などを実施し、組織の育成に努めてまいります。

## 3. 再生可能エネルギーについて

先の県政協議会において公表されましたとおり、潟上市から秋田市の沿岸部に連なる県有保安林を活用して、県による大規模風力発電の導入に向けた調査・検討を25年度から実施するとの報告を受けております。

また、県では潟上市内の県有地2カ所の大規模太陽光発電所の設置について、菅与組・沢木組を主体とする事業者を選定し、25年秋の完成を目指して事業を進めております。

再生可能エネルギーの導入は、震災後の国のエネルギー政策の大きな柱となっております。

ます。また、本市経済等への波及効果も期待できることから、本市においても可能な限り協力してまいります。

#### 4. 旧豊川小学校敷地活用計画について

旧豊川小学校敷地の活用計画については、「潟上市多目的交流施設（仮称）建築基本構想」に基づき、豊川地域はもとより市内全域に活性化が波及するような施設の建設を目指して準備を進めております。

現在、旧校舎敷地内の地質調査及び実施設計の作業中ではありますが、地質調査については施設の中心となる部分を調査することとしております。25年度中の完成を目指し、今後も事業を推進してまいります。

#### 5. 行政改革の推進について

本市では、「第2次行政改革大綱・集中改革プラン」に掲げる「市民に開かれた市政の推進」、「簡素で効率的な行政運営の確立」、「地方分権に対応できる行政システムの構築」、「健全な自治体運営の推進」の4点を重点テーマとして行政改革を推進しております。

行政改革は住民満足度の向上を最上位の目的とし、真に必要なサービスを最少の経費で最大の効果を挙げるよう改革を行っていくこととあります。今後も本市を取り巻く行政課題に的確に対応していくため、事務の効率化を徹底し、多様化する行政需要に柔軟かつ適切に対応できる財政基盤の確立に努めてまいります。

#### 6. 少子化対策事業について

潟上市次世代育成支援行動計画の基本理念『「子ども」、「家庭」、「地域」がともに育む、子育て応援のまちづくり』に基づき、さまざまな角度から取り組みを進めております。

不妊・不育対策につきましては、引き続き治療費の助成を継続し、経済的な負担軽減を図るとともに、安心して妊娠・出産ができるよう精神的な支援も含めて実施してまいります。

また、インフルエンザ予防接種事業は、これまで小学校6年生以下の乳幼児・学童と65歳以上の高齢者に対し、1回につき1,000円の予防接種費用の助成を行ってまいりましたが、少子化対策として25年度は県の「市町村子どもの国づくり支援事業」を活用し、新たに中学生、高校生及び妊婦を加え、県内一の対象範囲へ拡大して助成を行います。接種対象者の拡大により、家庭・地域内のインフルエンザ予防対策を効果的に推進でき

るものと期待しております。

#### 7. 市営住宅家賃について

市営住宅塩口北野団地、一向団地及び二田新町団地において家賃の算定に誤りがあり、過大徴収しておりました件の対応につきましては、25年2月分から本来の家賃へ改定するとともに、24年度の過大徴収分については24年度中に返還致します。また、25年2月分家賃の通知と併せ、過大徴収額を返還する旨のお知らせをするほか、3月には説明会を実施し、これまでの経緯と今後の対応についてご説明とお詫びをさせていただきます。

なお、過年度の過大徴収分につきましては速やかに返還額を確定させ、25年度の早期に所要の措置を経て返還したいと考えております。

#### 8. 企業誘致の推進について

本市では、工場等を新設又は増設した企業に対し、固定資産税の課税免除や雇用奨励金の交付などを「潟上市工場等設置奨励条例」で規定しており、多岐にわたる業種をその対象とし、奨励措置を講じております。

このたび、誘致企業である株式会社五洋電子では約4,500㎡の工場増設を決定し、25年12月の稼働を目指しております。この増設により約20人の新規雇用者が見込まれており、昨今の厳しい雇用情勢にあって雇用の創出が図られることを大変歓迎しております。

また、本市の重要な課題でもある企業誘致について対応するべく、24年度から本市職員1人を県の産業労働部産業集積課に派遣しておりますが、25年度からは東京の秋田県企業立地事務所での業務となります。

今後も雇用機会の拡大や本市産業への波及効果の高い企業の立地促進を図るため、企業の動向把握に努め、積極的な誘致に努めてまいります。

#### 9. 観光振興について

秋田県で16年ぶりの開催となる「秋田デスティネーションキャンペーン」の本番を迎え、全県を挙げて誘客に向けた取り組みが展開されています。また、7月には、海の恩恵に感謝し、海の大切さを再認識すべく「海フェスタおが」が開催され、本市でも近隣市町村とともに共催することとしております。これら2大観光イベントを好機と捉え、市内の観光施設や特産品等のPRを積極的に展開し、本市の魅力を県内外へ発信してまいります。

また、本市の観光施設は秋田市周辺からの利便性もよく、手軽な観光エリアとしてにぎわいを見せており、「天王グリーンランド」、「ブルーメッセあきた」は「道の駅」

として多くの利用者から親しまれているほか、水中写真ギャラリー「ブルーホール」などの観光資源があります。こうした観光施設への回遊性や誘客を高めるため、商工会と連携し市内観光3拠点連携検討会を立ち上げ、スタンプラリーやモニターツアーを実施しております。今後もこうした地域の魅力を最大限に活用したネットワークづくりに取り組み、観光の振興に努めてまいります。

#### 10. チャレンジデーの実施について

毎年5月の最終水曜日に世界中で実施される住民参加型のスポーツイベント「チャレンジデー」へ本年初めて取り組みます。これを契機に市民一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、目的に応じて、いつでもどこでも好みに応じたスポーツに親しみ、楽しみながら体力づくりや健康づくりができるよう、さらなる生涯スポーツの推進を図ってまいります。

#### 11. 職員の派遣について

職員の人材育成を図るため、秋田県等へ職員の派遣を行います。

25年度は、実務研修の場として県市町村課へ本市職員1人を1年間派遣するほか、県地方税滞納整理機構と県後期高齢者医療広域連合へも引き続き職員を派遣致します。

また、東京事務所へ派遣する職員による首都圏での社会経済情勢を含む企業関連情報の収集、企業訪問等を県と連携し実施してまいります。

#### 12. 国の緊急経済対策への対応について

国の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」では、日本経済の再生に向け、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」で、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指すとしております。

具体的には、24年度の大型補正予算と25年度予算を合わせ、いわゆる「15カ月予算」の考え方で25年度の景気の下支えを行いつつ、切れ目のない経済対策を行うこととしております。

しかし、この経済対策で追加される公共投資の地方負担が大規模である上、予算編成の遅延という異例の状況の中で、地方の資金調達に配慮し、経済対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、今回限りの特例措置として国の24年度補正予算において「地域の元気臨時交付金」が創設されることとなっております。

本市でも、基本的には事業の前倒しによる補正予算を24年度中に計上し、25年度に繰り越して事業を実施する予定でありますが、この交付金の交付限度額の算定対象となる

国の追加補助事業や交付対象事業など、詳細についてはまだ示されておりません。今後も情報収集に努め、遺漏のないよう準備を進めてまいります。

<平成25年度予算編成について>

国の25年度予算は1月29日に閣議決定され、「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」に重点化した予算となっております。また、日本経済再生に向けて、緊急経済対策に基づく24年度補正予算と一体となった「15カ月予算」として編成されております。

また、合わせて決定された地方自治体のマクロベースでの財政見通しである地方財政計画では、81兆9,100億円で前年度比500億円の増であります。このうち政策的経費である地方一般歳出は66兆4,200億円で、前年度比400億円、0.1%減となっております。

地方交付税は17兆624億円で、前年度比3,921億円、2.2%減となっております。

本市の予算編成においては、25年度は骨格予算として編成しておりますので予算規模は前年を下回っておりますが、市民生活に直結するような予算については迅速な対応に努めることと致しました。

一般会計予算の総額は歳入歳出それぞれ132億1,100万円で、前年度当初予算との比較では2億2,800万円、1.7%の減となっております。

主な新規事業は、空き瓶分別収集事業346万9,000円、高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業79万1,000円、インフルエンザ予防接種・妊婦及び中高生への拡充分145万6,000円、津波ハザードマップ修正事業338万5,000円、津波避難タワー視察事業89万4,000円、チャレンジデー開催事業176万5,000円であります。

また、主な継続事業は、市役所庁舎整備事業（実施設計等）8,530万円、クリーンセンター基幹改良整備事業7億35万円、市道大清水下谷地線整備事業1億3,354万6,000円、緊急雇用創出臨時対策基金事業1,267万1,000円、商工会共通商品券事業補助金1,000万円、住宅リフォーム補助金3,900万円、教育用コンピューター整備事業5,000万円、国民文化祭準備事業387万6,000円であります。

次に、特別会計及び企業会計につきましては、10の特別会計と水道事業の企業会計を合わせた総額は94億4,494万7,000円で、前年度と比較すると3億8,897万8,000円、4.0%減となっております。

社会保障関係の3特別会計予算総額は、72億4,795万8,000円となっております。

下水道関係の3特別会計予算総額は13億676万2,000円で、主な事業は、昭和地区（町

後)の公共下水道整備事業等で引き続き管路整備を実施し、水洗化の普及促進に努めるものであります。

水道事業会計歳出予算総額は、収益的支出5億4,858万円、資本的支出3億3,857万4,000円で、大崎地区への給水事業を実施するものであります。

最後になりますが、これまでに国で実施した経済対策予備費を活用した事業は、本定例会の24年度補正予算へ計上しております。また、現在国会で審議中である補正予算に対応した事業については、今後24年度補正予算に計上することを検討しております。これらの事業については、いずれも繰越明許費として25年度において事業執行することとなりますので、こうした事業費も含めると25年度事業費は前年度を上回る規模になるものと思われま

#### <参画と協働のまちづくり>

私たちは今、これまで経験したことのない少子高齢化社会の中にあります。未来に続く今を見据え、市民と行政が協力し合い、お互いの知恵や資源を出し合って描く「夢」には多様なものがあるはずであります。行財政の厳しい時代は今後も続くことが容易に予想できますが、このような時代だからこそ、地域で暮らす人々の思いと夢と誇りを重ね合わせ「参画と協働のまちづくり」をキーワードに、みんなでこのまちの未来を創り上げていかなければなりません。

これを後押しするために制定し、先月施行した「潟上市自治基本条例」は、市民自治を一層進展させていこう、言い換えれば市民の参画・協働をより充実させていくことを市政運営のスタイルに据えることを宣言したものとと言えます。本条例をもとに今後も市民の多様化するニーズに的確に対応し、行政サービスの質を維持しながら、住民一人ひとりが生きがいを持ち、より心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指し、山積する課題に積極果敢に対処していくことが肝要と認識しております。

早いもので潟上市誕生から間もなく8年。合併10年の節目が近づき、合併特例による普通交付税の漸減も目前に迫ってまいりました。私をはじめ職員は、市民の日々の暮らしにかかわる満足度を高めていくため不断の努力と気概が求められております。私自身の給料も、また職員の給料も市民の血税であることに襟を正し、行財政改革への取り組みが今後の市政運営の明暗を分けることを肝に銘じ、公職にある者としての使命感のもとに日々、行政改革、意識改革の気持ちを持って行政運営にあたる所存であります。

私の一貫した政治姿勢は、現場主義を旨とした「市民の目線に立った行政運営」にあ



ります。先に申し述べました施策等を積極的かつ着実に推進するとともに、予算執行に当たっては公私の区別を明確にして、総合発展計画に盛り込んだ事業であっても、その時々で議会や市民の皆さんとご相談しながら柔軟に判断し、「できること、できないこと」の説明責任を果たし、潟上市の貴重な財産であり、政策実現のプロフェッショナルである職員とともに毅然かつ真摯に取り組んでまいります。

以上、市政運営における所信の一端と主要施策等について申し述べましたが、議会並びに市民各位には今後とも格別のご支援とご指導を賜りますよう切にお願い申し上げ、私の施政方針と致します。

○議長（千田正英） これで行政報告を終わります。

【日程第5、議案第2号 潟上市新型インフルエンザ等対策本部条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第5、議案第2号、潟上市新型インフルエンザ等対策本部条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 議案第2号、潟上市新型インフルエンザ等対策本部条例（案）について。

提案理由についてであります。新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されたことに伴い、市町村対策本部を設置する必要があるため、関係条例を制定するものであります。

次の2ページ目に条例案についてありますが、この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する法第26条の規定に基づき、潟上市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものであります。

条例では対策本部の組織について定めているほか、対策本部における情報交換及び連絡調整等を図るための会議の招集や対策ごとに効率よく機能するための部の設置、その他必要な事項について本部長が定めるとしたものであります。

この附則については、この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行するものであります。

以上です。

○議長（千田正英） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第6、議案第3号 潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第6、議案第3号、潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 議案第3号、潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について。

提案理由についてですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業者の指定の基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるため、関係条例を制定するものであります。

この法律改正により、これまで厚生労働省令で定められていた基準に従って地域密着型サービスを行ってきましたが、潟上市として新たにこれらの基準を条例として制定するものです。

本市において設置済みのサービス事業所は、小規模多機能型居宅介護事業所が1、認知症対応型共同生活介護グループホームが6事業所、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護ミニ特養が1事業所であります。

国の基準に追加して定める基準として、第1章 総則、第3条、8ページですが、地域密着型サービス事業の一般原則第3項として、「条例で定める者は、法人である者とする。」を加えるとしております。これは、介護保険法で定められていて国の基準になかった項目であります。従うべき基準として条例で定めたものであります。

また、潟上市独自で定める基準として、第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、第152条 設備、第1項1号 居室の定員原則1名とするに、ただし書で「必要と認められる場合は、4人以下とすることができる。」ということを加えております。これについては、国の基準では「必要と認められる場合は、2人」となっておりますが、参酌されるべき基準であり、潟上市としては居室の定員を4人までとし、多床室を増やすことにより居住費の自己負担額を低く抑えることができるため、利用者に配慮した独自基準を定めることとしたものであります。

次に、第8章 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、第152条 設備、「条

例で定める定員は、29人以下とする。」を第3項に加えております。これについては、介護保険法で29人以下であって条例で定める数となったため、条例で定めたものであります。

以上であります。

○議長（千田正英） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第7、議案第4号 潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第7、議案第4号、潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 議案の122ページです。

議案第4号、潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）についてであります。

この条例案についても議案第3号と同様、地域主権改革一括法によるものであります。対象者は、要支援1及び2の認定者を対象とするサービスであり、事業所は介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護であります。

国の基準に追加して定める基準として、第1章 総則、第3条 指定地域密着型介護予防サービス事業の一般原則第3項として「条例で定める者は、法人である者とする。」を加えるとしております。これについても議案第3号と同様に介護保険法で定められていて国の基準になかった項目であります。従うべき基準として条例で定めるものであります。

以上であります。

○議長（千田正英） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第8、議案第5号 潟上市市営住宅等整備の基準に関する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第8、議案第5号、潟上市市営住宅等整備の基準に関する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） それでは、議案書の174ページをお願い致します。

議案第5号についてご説明を申し上げます。

本案は、潟上市市営住宅等整備の基準に関する条例（案）についてでございます。

潟上市市営住宅等整備の基準に関する条例を次のように制定するものとする。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男でございます。

提案理由でございますけれども、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律による公営住宅法等の改正に伴い、公営住宅等整備基準を定めるため、関係条例を制定するものでございます。

今回の条例案につきましては、これまでは公営住宅等は国が定めた全国一律の公営住宅等整備基準に従って整備していましたが、これからは国の公営住宅等整備基準を参酌して地方公共団体が条例で定める基準により整備することとなったものでございます。

内容についてご説明を申し上げます。175ページをお願い致します。

潟上市市営住宅等整備の基準に関する条例案でございます。

第1条は趣旨で、公営住宅法第5条の規定に基づき、本市における市営住宅及び共同施設の整備に関する基準を定めるものとしております。

第3条から5条は、地域社会の形成、良好な居住環境、費用の縮減等の整備の基本理念を定めております。

第6条、7条は、位置の選定、敷地の安全等の敷地の基準を定めております。

第8条から12条は、住棟、住宅、住戸、共用部分、附帯設備等の市営住宅の基準を定めております。

13条から16条は、児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路等の共同施設の基準を定めております。

これは公営住宅の整備に関して求められておる利便性や安全性、住戸の大きさなど基

本的な方針を定めるものであり、国と同様の基準で本市の市営住宅等を整備するという  
ものでございます。

附則で、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第9 議案第6号 潟上市市道の構造の技術的基準等を定める条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第9、議案第6号、潟上市市道の構造の技術的基準等を定める  
条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 議案書の179ページをお願い致します。

議案第6号についてご説明を申し上げます。

本案は、潟上市市道の構造の技術的基準等を定める条例（案）についてでございます。

潟上市市道の構造の技術的基準等を定める条例を次のように制定するものとする。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男でございます。

提案理由でございますけれども、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進  
を図るための関係法令の整備に関する法律による道路法の改正に伴い、市道の構造の技  
術的基準等を定めるため、関係条例を制定するものでございます。

今回の条例案につきましては、これまでは市道の構造の技術的基準等については国が  
定めた全国一律の道路構造令に従って整備していましたが、これからは国の道路構造令  
を参酌して地方公共団体が条例で定める基準により整備するものとなったものでござい  
ます。

それでは内容についてご説明を致します。

180ページをお願い致します。

潟上市市道の構造の技術的基準等を定める条例案。

第1章は総則で、道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  
の規定に基づき、市道の構造の技術的基準を定めるものとしております。

第2章は道路法第30条第3項の規定で、道路の構造の技術的基準について第2条から第44条までで幅員、線形、視距、勾配等の基準を定めております。

第3章は道路法第45条第3項の規定で、道路標識の寸法について本条例案の第45条で案内標識、警戒標識等の基準を定めております。

第4章は道路法第48条の3ただし書の規定で、自動車専用道路を立体交差することを要しない場合として、本条例の第46条で道路法施行令第35条第1項及び第3号の場合とする規定を定めております。

第5章は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定で、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、本条例の第47条で歩道、立体横断施設等の基準を定めております。

これは、市道の構造の技術的基準について国と同様の基準で本市の市道を整備するものでございます。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（千田正英） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第10、議案第7号 潟上市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第10、議案第7号、潟上市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 議案書の205ページをお願い致します。

議案第7号についてご説明を申し上げます。

本案は、潟上市準用河川に関する河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例（案）についてでございます。

潟上市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例を次のように制定するものとする。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律による河川法の改正に伴い、市が管理する準用河川の構造の技術的基準について定める必要があり、関係条例を制定するものでございます。

今回の条例案につきましては、これまでは準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準については国が定めた全国一律の河川管理施設等構造令に従って整備していましたが、これからは国の河川管理施設等構造令を参酌して地方公共団体が条例で定める基準により整備することとなったものでございます。

内容についてご説明を致します。206ページをお願い致します。

潟上市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例案。

第1章は総則で、河川法第100条第1項において準用する河川における河川管理施設の主要なものの構造について、河川管理上必要とされる技術的基準を定めるものとなっております。

第2章は堤防で、本条例案の第3条から14条まででございます。材料、高さ、天端幅、法勾配等の基準を定めております。

第3章は床止めで、本条例の第15条から第18条までで、護床工、護岸工の基準を定めております。

第4章は堰で、本条例の第19条から第27条まででございます。流下断面との関係、ゲート等の基準を定めております。

第5章は水門及び樋門で、本条例の第28条から35条までで、断面形、高さ等の基準を定めております。

第6章は揚水機場、排水機場及び取水塔で、本条例の第36条から第41条まで、排水機場の吐出水槽等、流下物排除施設等の基準を定めております。

第7章は橋で、本条例の第42条から47条まででございます。橋台、桁下台等の基準を定めております。

第8章は伏せ越しで、本条例の第48条から第52条までで、ゲート、深さの基準を定めております。

これは、準用河川にかかわる河川管理等の基準の技術的基準について国と同様の基準で本市の準用河川を整備するというものでございます。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

- 議長（千田正英） これから質疑を行います。質疑ありませんか。17番堀井克見議員。
- 17番（堀井克見） 基本的には条例ですから所管の委員会へ付託して審議して諮るものですが、先ほど来2号議案からずっとこの地域の自主性、それから自立性を重んじると。法治国家ですから国の方針が変わった、法律が変わるということなんです。これだけ広範にわたって行政分野が、地域の自主性とか地方主権と言われても、これだけ変わってくるとなれば今まで例のない。法律解釈一つとってみても、一方においては地方は行革が進んでいく。どんどんどんどん。いわゆる職員も少なくなってくる中で、言ってみれば今までの国の枠組みがそのまま地方で管理を委ねられ、これが地方に対する権限の移譲という形もありますけれども、果たしてね、この潟上市の行財政規模、また自治体規模でこれだけのことをきちっとフォローしてやっていくための今体制が即座に整うのかどうかということが私やはり相当懸念します。したがって、財政的にもそうありますし、職員全体の体制も含めて対応できるのかなど。一気にね、これだけ権限移譲を受けるわけですけれども、そのことが非常に私は心配に思うわけですけれども、具体的にはなかなかこの段階では難しいかもしれませんが、どういう体制をシフトしていくのかという基本的な考え方。それから、これだけのやはり法律を条例化してやってみれば、相当、財政的な出動も恐らく伴ってくるだろうと。一方においては、先ほど市長の施政方針にもありましたが、もう2年してしまえば地方交付税がどんどん減ってくる。そういう中でやはり主体的に我が潟上市がどういうシフトをして、そしてどういう対応をしていくのか。ここがやはりはっきりしないと、法治国家だと言いつつ国の言いなりだといえればそれまでなんです。やはり我が潟上市としての独自の主体的な受け方、迎え方というのが私は必要だと思いますが、それについて私どもが今委員会審査する前にどういう当局、提案側の腹積もりなのかということ、できる限りひとつお知らせしていただければありがたいと思います。それを受けながら我々議会側もしっかりと審査し、また審議をして、そして方向を出していきたいというふうに思いますので、その点についてのひとつお答えをいただければありがたいと思います。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、17番堀井議員にお答え申し上げます。

これ、全員協議会でも申し上げましたように地域主権改革一括法に伴いまして新規条例について、あるいは一部改正するという事で、こちらの方に市の方で回ってくる仕事だわけでございますけれども、中にはもう既に、先ほど説明にもありましたけれども、



もう既に国の方の政令なり省令を遵守して、それに基づいてもう既に業務として執り行っているというようなものも多岐にわたってございます。そういうことからすれば、特に今申し上げることは、この条例が移行することによりまして大きく人事的な配置を変えていくというようなことまでは至らないということで考えております。

なお、この条例の施行にあたりましては、今後とも十分に留意しながら進めてまいりたいと考えております。

またあと、新庁舎に移行する際には、それらについてはまた各組織ごとにまた整理統合しながら、調整しながら業務を適正に配分し、所掌事務を扱っていくという形になるかと思えます。宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） 既に政令、国の政令とか省令等々で、現実にはそれを遵守し、そして行政に反映をしているという旨の答弁であったと思いますが、ただ現実には地方分権から地方主権になって、これだけの法律が、いわゆる潟上市条例としてできるとなれば、まず先ほど市長のこれも施政方針にもありましたけれども、要するに職員303名がプロフェッショナルだというふうなものの基準からいきますと、少なくともやはり当局側はこれをきちっとやはり理解をし、そしてその部署だけじゃなくしてやはり市民に対してそれを常に、やはり発信していくという備えがきちっとしなければ、むしろ大変な混乱を及ぶのではないかなというふうに思います。国から県、県から、どこの部署の代表が行っているかわかりませんが、そこだけピンポイントに行ってそれを聞いたから、そして条例として提案してくる。現在のシステム、組織機構からいけば、やむを得ないかもしれないかもしれませんが、私はやはりこれひとつとってみても、随所に市長の施政方針にも決意が一端はうかがえますけれども、相当やはり具体的にねシフトしていかないと、受け入れるためのシフトをしていかないと、これ道路だって介護だって住宅だってね、やはり今までと相当意識を変えていかないと私はやはりいけないのじゃないかなというふうに思います。でないと、これはちょっと言いたくありませんけれども、例えば住宅のね過剰徴収等々もあったわけでして、こういうものがやはりきちっとしていかないと、部署が変わった、また職員がその部署変わる都度に、こういうものをきちっとやはり熟知していかないとかあいうふうなことが起こりかねないということになりますので、そういう点から見ても、今までかつてないほどのいよいよ地方分権から地方主権に来たのかなと。そして合併10年のスパンがもう2年後には主体的に潟上市は潟上市のやはり道を、ある

いはまた知恵を出していかなきゃならない時代にいよいよ入ってきているなというふうなことを、私はやはり特に今回のこの条例提案で強く感じる一人でありますので、そこら辺について、先ほど総務部長からそれなりの事務的な一つの切り口でお答えをいただいたわけですが、執行者である市長は、どういうふうな決意を持って今後対応するというふうなものか、そこら辺ひとつお答えいただければ大変ありがたいと思います。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） お答え致します。

今、事務的には総務部長が答えましたが、権限移譲の場合は手挙げ方式で我々に権限がありました。これを受ける受けないというような取捨選択ができましたけれども、これは国からの法律改正ということで有無もなくしてやらなきゃならないと。

それで、ご懸念のその体制についてであります。これ私も見ましたが、権限移譲、権限移譲と言いながら随所に国の省令を参酌しながらやりなさいと、こう書いてある。ですから、私は個人的にはこの条例でなくて運用細則でもよかったですのではないかなと、こういう感じがしますが、それはさておいて国の方針でありますから今言ったご懸念のないように職員ともども勉強し、そして切磋琢磨しながら市民に不便をかけないような、苦勞をかけないような体制で進めなきゃならないと思っています。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第11、議案第8号 潟上市都市公園の設置に関する基準等を定める条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第11、議案第8号、潟上市都市公園の設置に関する基準等を定める条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） それでは、議案書の220ページをお願い致します。

議案第8号についてご説明を致します。

本案は、潟上市都市公園の設置に関する基準等を定める条例（案）についてでございます。

潟上市都市公園の設置に関する基準等を定める条例を次のように制定するものとする。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律による都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、都市公園の設置基準並びに特定公園施設の設置基準等を定める必要があり、関係条例を制定するものでございます。

今回の条例案につきましては、これまでは都市公園の設置基準及び公園設置基準並びに特定公園施設の設置基準につきましては国が定めた全国一律の都市公園法及び都市公園法施行令並びに移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準に従って整備をしていましたが、これからは法律及び政省令を参酌して地方公共団体が条例で定める基準により整備することとなったものでございます。

内容についてご説明を致します。221ページをお願い致します。

潟上市都市公園の設置に関する基準等を定める条例案。

第1条は趣旨で、都市公園等及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づき、市が都市公園を設置する場合の基準等を定めるものでございます。

第2条から第4条までは都市公園の設置基準で、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、その他の都市公園の配置、敷地面積等の基準を定めております。

第5条から第6条までは公園施設の建築面積の基準で、公園施設として設けられる建築物の建築面積の基準を定めております。

第7条は特定公園施設の設置基準で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項に規定する園路及び広場、屋根付広場、駐車場等の基準を定めております。

これは、都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準並びに特定公園設置基準について国と同様の基準で本市の都市公園等を整備するものでございます。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（千田正英） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第12、議案第9号 潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第12、議案第9号、潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 議案書の224ページをお願い致します。

議案第9号についてご説明を申し上げます。

本案は、潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市市営住宅条例の一部を次のように改正するものとする。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律による公営住宅法の改正に伴い、市営住宅の入居者資格を条例で定める必要があり、条例の関係部分を改正するものでございます。

今回の条例案の一部改正につきましては、これまでは市営住宅の入居者資格、収入基準等は国が定めた全国一律の公営住宅法施行令に従って整備していましたが、これからは国の公営住宅法施行令を参酌して地方公共団体が条例で定めることとなったことによる一部改正でございます。

それでは内容についてご説明を致します。225ページをお願い致します。

潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正の内容につきましては、第6条で市営住宅における入居者の収入基準について2つの改正がございました。

1つ目は本来階層、一般の入居資格を有する世帯については国の示す基準額と同額の15万8,000円で、従前と同額でございます。

2つ目が裁量階層でございまして、障害者や高齢者世帯など特に居住の安定を図る必要のある世帯についてでございます。法改正前の基準は21万4,000円で、法改正後に国から示された上限額が25万9,000円と高くなっておりますが、裁量階層世帯基準額を引き上げることにより今まで以上に入居申し込みが可能となり、かつ県営住宅とのバランスに配慮すべきという考えから上限どおりの収入基準としております。

新たに6条の2を加え、障害者や高齢者など特に居住の安定を図る必要がある者に入居基準の緩和をするものでございます。

これは、市営住宅の入居者資格、入居できる方の収入基準、特に住宅の確保に配慮が

必要な方々の対象範囲や収入基準を国と同様の基準で本市の市営住宅の入所者資格を行うものでございます。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（千田正英） これから質疑を行います。質疑ありませんか。19番佐々木嘉一議員。

○19番（佐々木嘉一） 条例改正の趣旨についてはわかりますけれども、いずれ公営住宅法に定めているその入居基準が変わると。それに連動して、まずそれぞれの所得によつての引き上げやら入居の資格が変わっていくということで、これは現在の恐らく市の住宅の入居に関する条例に既にあることだと思います。したがって、その基準に準拠して条例を改正するという事は地方分権の関係からしてわかりますけれども、いずれ今ある条例を直すと。やはりその条例の新旧対照表あります。いわゆる改正の目的はわかりますけれども、もうちょっと丁寧に改正要綱のようなものをつけてもらえればもっとわかりやすいのではないのかなと。これはもう既に条例は運用されておることだと思いますので、単なる地方分権によって今回移譲になったということではないと思います。そういうことでありますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 19番佐々木議員にお答えを致します。

今回の条例につきましては、入居の資格の基準額というものを国の方で定めたことによる改正ということでございます。今回、裁量階層という部分につきましては、やはり障害者、高齢者の方々につきましては、やはり入所基準というものが、大変入所しにくいということがありまして、国の方でもそれを緩和するためにその入所の基準を大幅に改正をしたと。高くしたことによって入所しやすくするというのが今回の改正でございます。

それと併せて入居者の方々の基準につきましては、やはり今までの病気、いろんな障害の程度についても明確に基準を今回6条の2のところを示したということでございますので、今回6条の2が、この部分がまず大きく増えたということになると思いますので、そのところをわかりやすくと言われても、この6条の2のところの該当する部分については記載されているところがありますので、ここの部分がかなりちゃんとできる、この方々を入居できるようにということが今回国の方でやはり配慮したということでございますので、今回の改正については裁量基準の部分の額の引き上げと今のここの部分

の障害者の方々のどういう程度の方々が入居できるのかと、そして一般の基準の方々の違いのところ、その方々については優遇しますよというものが今回の条例案の趣旨でございますので、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） 今、部長の説明したことはよくわかります。やはり既にいわゆる施行されている条例を、あるいは収入基準等については国の基準に合わせて恐らく収入基準があつて、あるいは入居資格があつてそれぞれ運用しておると思いますが、今回の改正はさらにどういうふうな部分に配慮して改正されるのかというふうな、言ってみれば法律の新旧対照じゃなく、あるいは提案理由でなくして、その改正の趣旨をあればいいかと私はそういうふうな、言ってみれば条例改正、法律改正とかあれば必ず条例案と新旧対照表と、いわゆる制定の趣旨、これは3つがまず一つの条件ではないのかなと私はそう思いますので申し上げました。

それから、もう既にあれですか、今回の地方分権の関係で自主的に独自のものをつくると。道路構造令でも、あるいは公園でも、あるいは先ほどの福祉施設の場合でもいろいろありますけれども、いずれ福祉施設の場合は1人部屋より4人のいわゆる多床型を潟上市はそれを一つ設けたと。これはそれなりに言ってみれば町独自の、市独自の方向づけだなど、そういうことだけれども、その例えば道路構造令なんか見ますと排水設備のことありますが、我が潟上市の場合は、ご承知のとおり砂丘地と、いわゆるまずちょっと、そういうふうなことで。

○議長（千田正英） ちょっと今、住宅条例についての。

○19番（佐々木嘉一） いやいや何も、やはり特殊な地帯があるので、そういうふうな面での構造基準というものも必要ではないのかなと私はそんなふうな考えました。別にありません。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

暫時休憩します。再開は11時25分から再開します。

午前11時15分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

【日程第 13、議案第 10 号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第13、議案第10号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原水道局長。

○水道局長（菅原龍太郎） 議案書の228ページをお願い致します。

議案第10号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市水道事業給水条例の一部を次のように改正するものとする。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男でございます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による水道法の改正に伴い、布設工事監督者を配置しなければならない水道工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する基準を条例で定める必要があり、条例の関係部分を改正するものであります。

水道法と水道法施行令を参酌し、地域の実情に応じた基準を条例で定めるものでありまして、国が定めている基準を活用することで給水する水質に異常を来さないことと水道施設の正常な機能を保持することが図られるものであります。

内容について説明致します。229ページをお願い致します。それと参考資料の8ページに新旧対照表を掲載しております。

それでは、第43条に布設工事監督者を配置する工事について規定し、この水道の布設工事は、水道法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は一日最大給水量、水源の種類、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事、沈でん池、ろ過池、浄水場、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事でございます。

第44条の布設工事監督員の資格として、（1）大学の土木工学等において衛生工事又は水道工学を卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者等でございます。

次に、第45条の水道技術管理者の資格と致しまして、土木工学以外の工学、理学、農学、医学もしくは薬学等を卒業した後、前条第1号に規定する学校を卒業した者にあつては4年以上実務に従事した経験を有する者等でございます。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行致すものでございます。

以上であります。

○議長（千田正英） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第14、議案第11号 潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第14、議案第11号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原水道局長。

○水道局長（菅原龍太郎） 議案書の231ページをお願い致します。

議案第11号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市下水道条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男でございます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による下水道法の改正に伴い、公共下水道の施設の構造の基準等を定める必要があるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

公共下水道の構造につきましては、従来から下水道法施行令の基準で各事例について指導をしており、これを遵守することで安全性、公衆衛生の確保がなされてきた経過があり、このことを参酌した結果、下水道法施行令で定めている技術上の基準と同じ基準を用いることが妥当と判断し、下水道条例の改正により対応することと致しております。

内容についてご説明致します。232ページをお願い致します。それと参考資料の12ページに新旧対照表を掲載しております。

第5章を第6章とし、第5章に公共下水道の構造の技術上の基準等を加え、第17条に排水施設の構造の技術上の基準で、堅固で耐久力を有する構造とすること、屋外にあるものにあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること等を規定しております。

第18条には、適用外として工事施工のための仮設の公共下水道等を規定しております。

第19条には、公共下水道の維持管理の技術上の基準は、1年に1回以上の浚渫の実施等を規定しております。



施行期日として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。  
以上でございます。

○議長（千田正英） これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第15、議案第12号 潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第15、議案第12号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。  
本案について、当局より提案理由の説明を求めます。根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） それでは、提出議案の235ページをお願い致します。

議案第12号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）についてであります。

潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男

提案理由であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、市町村が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準を条例で定める必要があるため、条例の関係部分を改正するものであります。

本条例の改正につきましては、地方分権一括法の成立により条例委任されたことによるものであります。

一般廃棄物処理施設の設置者は、当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため技術管理者を置かなければならないとされております。

技術管理者の資格に関する基準については環境省令で定められており、条例の一部改正にあたっては生活環境の保全及び公衆衛生の向上という廃棄物処理法の趣旨を鑑み、技術管理者の質が低下しないようにするためにも廃棄物処理法と同じ内容とする改正であります。

市条例第23条の次に次の1条を加えるもので、第23条の2として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項の規定による技術管理者の資格を加えるものであります。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行するものとする。

以上であります。

○議長（千田正英） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第16、議案第13号 潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第16、議案第13号、潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 議案書の238ページをお願い致します。

議案第13号についてご説明申し上げます。

本案は、潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を次のように改正するものとする。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律による土地改良法の改正に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

今回の条例案の一部改正につきましては、土地改良法の一部改正に伴い条項ずれが発生しました。その引用箇所について改正が必要になったための一部改正でございます。

内容についてご説明を申し上げます。239ページをお願い致します。

潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例（案）。

土地改良法の改正で、市町村の行う土地改良事業の準用規定の改正に伴い、第96条の4関係で1項が増えたことにより、本条例の第1条、第7条を改正するもので、内容は同じでございます。土地改良法の準用規定の96条の4前段中、第49条を削り、第88条を加えたことにより、本条例の第7条を改正するものということでございます。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（千田正英） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第17、議案第14号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第17、議案第14号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） それでは、提出議案の240ページをお願い致します。

議案第14号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）についてであります。

潟上市手数料条例の一部を次のように改正するものとする。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男であります。

提案理由であります。市町村への権限移譲の推進に関する条例の規定に基づき、平成25年4月1日から権限移譲を受託するにあたり、それぞれの事務における申請等の手数料の徴収が必要となることから、条例の関係部分を改正するものであります。

本条例の改正につきましては、提案理由にもありますように市町村への権限移譲の推進に関する条例の規定に基づき権限移譲を受ける事務についての申請に対する審査及び施設の検査に関わる手数料の徴収が必要となるためのものであります。

手数料条例別表その他の手数料の事項が12項目から24項目に増えたものであります。この申請に対する審査の12項目について手数料の金額を定めたものでありまして、なお、すべてこの金額については県条例と同額となっております。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上です。

○議長（千田正英） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第18、議案第15号 潟上市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第18、議案第15号、潟上市特別職報酬等審議会条例の一部を改

正する条例（案）についてを議題とします。

本案は委員会付託を省略し、本会議で審議を行います。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、提出議案の244ページをお願い致します。

議案第15号、潟上市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市特別職報酬等審議会条例の一部を次のように改正するものとする。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、所要の改正が必要となるために条例の関係部分を改正するものでございます。

内容についてご説明申し上げます。245ページをお願い致します。

潟上市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案についてでございます。

地方自治法の一部改正によりまして、特別職報酬等審議会条例の第2条第2項にうたわれております文言が政務調査費となっております。この名称が政務活動費に変更されたことに伴いまして、条例の関係部分を同様に改正するものでございます。

本年2月1日に地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が閣議決定されまして、施行年月日が3月1日となったことから本日の採択をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第15号、潟上市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例（案）については、原案のとおり可決されました。

【日程第19、議案第16号 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有

林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第19、議案第16号、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原水道局長。

○水道局長（菅原龍太郎） それでは、議案書の246ページをお願い致します。

議案第16号、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について。

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

平成25年2月20日提出 鴻上市長 石川光男でございます。

提案理由は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律が公布されたことに伴い、所要の改正が必要となるため、関係条例を改正するものであります。

平成24年6月27日に国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、平成25年4月1日から施行することとされました。企業的に運営してきた国有林野事業につきまして一般会計等において実施する等の所要の措置を講じたことによるものでございます。

かつて国営企業、国の経営する企業とされたもののうち、現在も国営企業形態をとっているものは国有林野事業のみでございまして、今回の改正により国有林野事業が国営企業でなくなるため、国が経営する企業に係る規定は削除する必要があるからでございます。

内容について説明致します。247ページをお願い致します。それと、参考資料の27ページに新旧対照表を掲載しております。

第1条は、鴻上市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第17条第5号中、「市、国又は他の地方公共団体が経営する企業」を「市若しくは他の地方公共団体が経営する企業」に改める。

第2条は、潟上市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「国又は」を削る。

第3条は、潟上市都市計画下水道受益者負担に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「国又は」を削る。

第4条は、潟上市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「国又は」を削るものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第20、議案第17号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第20、議案第17号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 議案書の248ページをお願い致します。

議案第17号についてご説明を申し上げます。

本案は、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正するものとする。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございます。道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、太陽光発電施設等の道路占用料を定める必要があり、条例の関係部分を改正するものでございます。

今回の条例案の一部改正につきましては、道路占用許可対象物件として太陽光発電設備及び風力発電設備については平成23年4月に閣議決定、また、津波避難施設についても平成24年12月に閣議決定されたことに伴いまして、道路法施行令等の一部改正が行われました。これに伴う道路占用料の一部改正でございます。

内容についてご説明致します。249ページをお願い致します。

潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）。

改正内容につきましては、第3条で占用料の額を定めている別表の改正でございます。

道路法施行令第7条第1号の次に、第2号に掲げる工作物の太陽光発電設備及び風力発電設備を加え、占用面積1㎡当たりにつき1年、1,000円とするというものでございます。

また、第3号に掲げる施設の津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設を加え、占用面積1㎡当たりにつき1年、近傍類似の土地の地価に0.028を乗じて得た額を徴収するものとするものでございます。

2号から第11号までは2つずつ繰り下げるというものでございます。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（千田正英） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第21、議案第18号 潟上市障害者自立支援法に関する審査会条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第21、議案第18号、潟上市障害者自立支援法に関する審査会条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 議案書の250ページをお願い致します。

議案第18号、潟上市障害者自立支援法に関する審査会条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市障害者自立支援法に関する審査会条例の一部を次のように改正するものです。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男

提案理由についてですが、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布され、平成25年4月1日から施行されることに伴い、障害者自立支援法の一部改正により、法律名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」となるため、条例の

関係部分を改正するものです。

障害者自立支援法の一部改正については、個人としての基本的人権の尊厳を明らかにして地域社会における共生の実現に向けて障害者福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを基本理念として掲げております。障害者の範囲についても難病等について加えることとしております。

参考資料としては新旧対照表、36ページに掲載しております。

この改正により、題名、条項中の名称が「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものです。

以上です。

○議長（千田正英） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第22、議案第19号 潟上市都市公園条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第22、議案第19号、潟上市都市公園条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。鎌田教育部長。

○教育部長（鎌田雅樹） それでは、ご説明致します。

提出議案の252ページをお開きになってください。

議案第19号、潟上市都市公園条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市都市公園条例の一部を次のように改正するものとする。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男

提案理由、長沼球場改修工事に伴い電光掲示板を新たに整備するため、条例の関係部分を改正するものであります。

それでは参考資料の38ページの新旧対照表により、ご説明致します。

別表第2中、追分地区公園の部、野球場及び多目的広場の款、カウントシグナルの項の使用料を、電光掲示板1時間につき1,050円に改めるものであります。

また、別表第2の備考欄に「使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間として計算した使用料を徴収する。」を加えるものであります。



以上で説明を終わります。

○議長（千田正英） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第23、議案第20号 潟上市農業集落排水施設設置条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第23、議案第20号、潟上市農業集落排水施設設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原水道局長。

○水道局長（菅原龍太郎） 議案書の254ページをお願い致します。

議案第20号、潟上市農業集落排水施設設置条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市農業集落排水施設設置条例の一部を次のように改正するものとする。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男でございます。

提案理由は、天王湖岸地区農業集落排水施設及び天王羽立地区農業集落排水処理施設を廃止することに伴い、同2地区を公共下水道処理区域に編入する必要があるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

内容について説明致します。255ページをお願い致します。それと、参考資料の40ページに新旧対照表を掲載しております。

平成24年12月20日に農業集落排水施設から公共下水道に接続替えを行いましたので、潟上市農業集落排水施設設置条例の別表第1中、天王湖岸地区農業集落排水処理施設の項及び天王羽立地区農業集落排水処理施設の項を削るものでございます。

なお、公共下水道区域については県の変更認可済みでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第24、議案第21号 潟上市職員の厚生制度に関する条例を廃止する条例（案）

について】

○議長（千田正英） 日程第24、議案第21号、潟上市職員の厚生制度に関する条例を廃止する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、提出議案の256ページをお願い致します。

議案第21号、潟上市職員の厚生制度に関する条例を廃止する条例（案）について。

潟上市職員の厚生制度に関する条例を次のように廃止するものとする。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、財団法人秋田県市町村職員互助会の破産に伴う清算手続きが完了したため、条例を廃止するものでございます。

257ページをお願い致します。

潟上市職員の厚生制度に関する条例の廃止は、平成24年3月9日に解散決定された財団法人秋田県市町村職員互助会の破産手続きが債権配当金の送金をもってすべて完了したため、本条例を廃止するものでございます。

これまでの経緯についてでございますけれども、平成24年3月に東京地裁へ破産申請し、4月2日に破産手続き開始決定、5月7日に破産管財人から破産手続き開始通知書を受領したことによりまして、6月20日に本市の債権額にあたる公費負担209万8,600円を破産債権届出書にて提出し、9月25日に債権者集会が開催された後に12月13日に配当通知があり、25年1月11日に配当金が送金となり、すべての破産手続きが終了したことからこの関係条側を廃止するものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

なお、昼食のため暫時休憩します。再開は1時30分から再開致します。

午前 11時57分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

【日程第25、議案第22号 平成24年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）について から 日程第34、議案第31号 平成24年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（千田正英） 日程第25、議案第22号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）についてから日程第34、議案第31号、平成24年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案第22号から議案第31号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、提出議案の258ページをお願い致します。

議案第22号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）から議案第31号、平成24年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）の補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

先ほど訂正をお願い致しました議案第22号の平成24年度潟上市一般会計補正予算（案）、「第8号」を「第9号」に改めて訂正をお願いし、ご覧いただきたいと思っております。

議案第22号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）について。  
別冊のとおり。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男

平成24年度潟上市一般会計補正予算（案）（第9号）の1ページをお願い致します。

議案第22号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,772万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億4,611万8,000円とするものでございます。

予算書の6ページをお願い致します。

第2表、継続費補正について申し上げます。

4款2項清掃費のクリーンセンター基幹改良整備事業は、入札により事業費に変更が生じたため補正するものでございます。補正後の総額は10億2,574万5,000円で、年割額につきましても、24年度を3億2,539万5,000円、25年度を7億35万円に変更するものでございます。

第3表、繰越明許について申し上げます。

6款1項農業費は農業施設基盤整備事業分でございます。5,783万4,000円を平成25

年度に繰り越すものでございます。内訳は、戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業助成金が、新城川土地改良区分、渋谷地区になりますけれども37万5,000円、昭和土地改良区、昭和地区になりますが122万5,000円、県営事業負担金が豊川地区農地集積加速化基盤整備3,531万4,000円、野村地区のストックマネジメントが30万円、飯塚地区のストックマネジメントが411万9,000円、昭和沖谷地地区の戦略作物生産拡大緊急基盤整備として30万1,000円、新城川土地改良区、天王地区分になりますが、農業水利施設長寿命化対策1,120万円、天王地区土地改良区、大藤崎地区農業水利施設の長寿命化の対策350万円、天王地区土地改良区、天王西地区農業水利施設長寿命化対策150万円でございます。

続いて3項水産業費につきましては、水産物供給基盤機能保全事業分でございますして2,000万円を平成25年度に繰り越すものでございます。

内容は、12月補正予算に計上した天王漁港の機能保全工事費でございます。

10款3項中学校費につきましては、今回補正計上する天王中学校耐震補強及び大規模改修事業分でございますして、3,982万1,000円を平成25年度に繰り越すものでございます。

7ページをお願い致します。

第4表、債務負担行為の補正について申し上げます。

債務負担行為の変更について申し上げます。

暴風被害復旧支援資金利子補給ということで、農業被害分につきましては実績により限度額から55万4,000円を減額して30万3,000円とするものでございます。

大清水下谷地線整備事業、これはJR工事負担金でございます。事業費内容は、精算によりまして限度額を154万6,000円増額して6,644万7,000円とするものでございます。

次に、債務負担行為の廃止について申し上げます。

暴風被害復旧支援資金利子補給ということで、漁業被害分につきましては限度額71万4,000円を実績がなかったために廃止するものでございます。

8ページをお願い致します。

第5表、地方債補正について申し上げます。

ごみ処理施設整備事業は1億5,780万円に減額、農業基盤整備事業は5,780万円に増額、道路改良事業は6,280万円に減額、中学校整備事業は3,970万円に増額するものでございます。

次に、歳入予算について主なものをご説明申し上げます。

11ページをお願いします。

9款1項1目地方交付税は6,959万4,000円、普通交付税の交付決定額と予算計上済額の差額を計上するものでございます。

12款1項6目土木費、土木使用料496万4,000円の減額は、市営住宅使用料の算定誤りによる減でございます。

13款2項2目衛生費国庫補助金のうち、循環型社会形成推進交付金5,799万3,000円の減額は、クリーンセンター基幹改良整備事業の今年度分精算によるものでございます。

5目の教育費国庫補助金1,969万5,000円は、学校施設環境改善交付金でございまして、国の経済対策予備費による天王中学校耐震補強大規模改修事業分でございます。

12ページをお願い致します。

14款1項1目民生費県負担金のうち、国保保険基盤安定負担金1,119万6,000円の減は、実績見込みによるものでございます。

2項5目農林水産業費県補助金のうち、重点品目産地づくり支援交付金512万3,000円は、県の農林漁業振興臨時対策基金事業でございます。

13ページをお願い致します。

18款1項1目前年度繰越金は6,570万5,000円で、予算計上済額との差額を計上致しております。

14ページをお願い致します。

20款1項市債については2,160万円の減額でございます。

続いて歳出について申し上げます。

15ページをお願い致します。

2款1項19目基金費は425万1,000円でございます。

主なものは、ふるさと応援基金積立金161万7,000円、財政調整基金積立金218万4,000円でございます。

17ページをお願い致します。

3款1項3目福祉医療給付費の扶助費493万7,000円は、実績の増により不足額を追加するものでございます。

5目国民健康保険費3,467万5,000円の減額は、実績見込みにより国民健康保険特別会計への繰出金を減額するものでございます。

18ページでございます。

3款3項2目扶助費6,670万3,000円の追加は、前年度生活保護費等国庫負担金の精算

による返還金でございます。

19ページをお願い致します。

4款2項3目クリーンセンター費は1億3,354万5,000円の減額でございますが、主な内容は、クリーンセンター基幹改良整備工事の請負差額に伴う減額でございます。

6款1項3目農業振興費の主なものは、重点品目産地づくり支援交付金512万4,000円で、転作田を活用し地域で産地化を推進する重点作物に助成を行うものでございます。23年度から3年間の県補助事業で、補助率は100%でございます。

6款1項4目農地費は5,197万円の追加でございます。このうち、県営土地改良事業負担金5,037万円は、国の経済対策予備費に伴う負担金の増額でございます。内訳は5地区の農業基盤整備事業でありまして、豊川地区が3,399万9,000円、沖谷地地区が17万1,000円、天王地区が1,120万円、大藤崎地区が350万円、天王西地区が150万円でございます。

また、戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業助成金160万円の内訳は、事業主体の土地改良区に助成するものでありまして、渋谷地区、これは新城川土地改良区でございますが37万5,000円、昭和地区、これは昭和土地改良区でありますけれども122万5,000円でございます。

21ページをお願い致します。

10款3項3目学校整備事業費3,982万1,000円は、天王中学校耐震補強大規模改修事業費のうち耐震分を平成25年度から前倒しして計上し、全額を25年度に繰り越しして実施するものでございます。国の経済対策予備費、東日本大震災復興特別会計の事業でございます。

22ページでございます。

11款1項1目災害復旧費の1,324万3,000円の減は、4月3日・4日にかかわります強風による排水路の埋塞災害の災害復旧工事の精算に伴う減額でございます。

12款1項1目元金は1億6,301万円でありまして、金利の高い市債13件分を繰上償還するものでございます。これによりまして、平成25年度の償還軽減額は5,607万7,000円、利子軽減額は689万9,000円となります。

以上が一般会計補正予算の大綱であります。

続きまして、議案書の259ページをお願い致します。

議案第23号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）

について。

別冊のとおり。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男

平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第23号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,978万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億3,955万2,000円とするものでございます。

補正の内容は、実績見込みにより歳入歳出全般にわたり見直しをし、保険給付費を追加するほか、財政調整基金に積み立てするものでございます。

続きまして、議案書の260ページをお願い致します。

議案第24号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男

平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第24号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ355万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,689万4,000円とするものでございます。

補正の内容は、秋田県後期高齢者医療広域連合負担金を減額するものでございます。

議案書の261ページをお願い致します。

議案第25号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男

平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第25号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、保険事業勘定の歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ55万1,000円を減額し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,214万4,000円とするものでございます。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ808万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、実績見込みによる精算でございます。

続きまして、議案書の262ページをお願い致します。

議案第26号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男

平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第26号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ189万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,502万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、施設維持管理費の精算と請負差額の減額でございます。

議案書の263ページをお願い致します。

議案第27号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男

平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第27号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,493万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,177万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、流域下水道維持管理費負担金1,100万円の減額と事業終了による請負差額の減額でございます。

続きまして、議案書の264ページをお願い致します。

議案第28号、平成24年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第2号）（案）につい



て。

別冊のとおり。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男

議案第28号、平成24年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第28号、平成24年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ241万2,000円とするものでございます。

補正の内容は、財産収入と繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

続きまして、議案書の265ページをお願い致します。

議案第29号、平成24年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男

平成24年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第29号、平成24年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178万5,000円とするものでございます。

補正の内容は、財産収入と繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

続きまして、議案書の266ページをお願い致します。

議案第30号、平成24年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男

平成24年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第30号、平成24年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109万8,000円とするものでございます。

補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

続きまして、議案書の267ページをお願い致します。

議案第31号、平成24年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男

平成24年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第31号、平成24年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106万9,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） 議案第22号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に分割付託します。

議案第23号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第24号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第25号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第26号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第27号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第28号、平成24年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第2号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第29号、平成24年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第30号、平成24年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第31号、平成24年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第35、議案第32号 平成25年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて から 日程第37、議案第34号 平成25年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて】

○議長（千田正英） 日程第35、議案第32号、平成25年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて から 日程第37、議案第34号、平成25年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについてまでを一括議題とします。

議案第32号から議案第34号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、議案第32号から議案第34号の平成25年度特別会計への繰り入れについて一括して説明申し上げます。

提出議案の268ページをお願い致します。

議案第32号、平成25年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて。

平成25年度潟上市農業集落排水事業特別会計は、農業集落排水事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成25年度潟上市一般会計から8,417万9,000円以内を繰り入れするものでございます。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男

続きまして、議案書の269ページをお願い致します。

議案第33号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて。

平成25年度潟上市下水道事業特別会計は、下水道事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成25年度潟上市一般会計から5億6,333万3,000円以内を繰り入れするものであります。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男

続きまして、議案書の270ページをお願い致します。

議案第34号、平成25年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて。

平成25年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計は、合併処理浄化槽事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成25年度潟上市一般会計から399万8,000円以内を繰り入れものであります。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男

以上でございます。

- 議長（千田正英） 議案第32号、平成25年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第33号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第34号、平成25年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第38、議案第35号 平成25年度潟上市一般会計予算（案）について から  
日程第49、議案第46号 平成25年度潟上市水道事業会計予算（案）について】

- 議長（千田正英） 日程第38、議案第35号、平成25年度潟上市一般会計予算（案）についてから日程第49、議案第46号、平成25年度潟上市水道事業会計予算（案）についてまでを一括議題とします。

議案第35号から議案第46号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

- 総務部長（山口義光） それでは、平成25年度潟上市予算の大綱について申し上げます。

議案第35号、平成25年度潟上市一般会計予算（案）について申し上げます。

それでは、2月7日の全員協議会においてお配り致しました平成25年度潟上市予算概要によってご説明させていただきます。お聞きください。

それでは、平成25年度一般会計予算の総額について申し上げます。

歳入歳出それぞれ132億1,100万円でございます。前年度当初予算比2億2,800万円、

1.7%の減でございます。

はじめに歳入についてでございます。

市税は24億5,659万6,000円で、前年度比1,290万6,000円、0.5%の増でございます。

このうち、市民税は10億7,664万8,000円で、前年度比187万4,000円、0.2%の減でございます。

また、固定資産税は10億5,621万5,000円で、前年度比2,584万3,000円、2.4%の減でございます。

地方譲与税は1億3,400万円、地方消費税交付金は2億5,400万円で、それぞれ前年度と同額を計上しております。

地方交付税は61億20万5,000円で、前年度比5,043万8,000円、0.8%の減でございます。このうち、普通交付税は58億20万5,000円で、前年度比5,043万8,000円、0.9%の減でございます。

また、特別交付税につきましては、前年度と同額の3億円で計上致しております。

国庫支出金については17億1,155万9,000円で、前年度比4,484万4,000円、2.6%の減でございます。主なものは、生活保護費負担金や児童手当負担金、クリーンセンター基幹改良整備事業にかかわる補助金でございます。

県支出金は7億4,662万2,000円で、前年度比4,547万円、6.5%の増でございます。主なものは、福祉医療費補助金や障害福祉関係負担金でございます。

繰越金は1億1,000万円で、前年度比5,000万円、31.3%の減で計上してございます。

市債は11億2,670万円を計上してございます。内訳は、クリーンセンター基幹改良整備事業分3億5,900万円、市役所庁舎整備事業分8,100万円、道路整備事業分5,070万円などの事業費が5億2,670万円、臨時財政対策債が6億円でございます。

また、歳入のうち自主財源につきましては23.4%の30億9,791万3,000円で、依存財源は76.6%の101億1,308万7,000円でございます。前年度比で自主財源の割合は0.7ポイント減少してございます。

次に、歳出について申し上げます。

議会費は2億722万7,000円で、前年度比793万円、3.7%の減となっております。

総務費は16億4,388万3,000円で、前年度比2,198万7,000円、1.3%の減でございます。主な事業は、市役所庁舎整備事業、これ実施設計等でありますけれども、8,530万円でございます。防犯灯整備事業として、県道の男鹿昭和飯田川線220万9,000円、秋田県知

事選挙及び市長選挙の実施1,434万6,000円でございます。衆議院議員選挙の実施ということで2,186万3,000円、市議会議員選挙の実施4,151万6,000円でございます。

民生費は46億7,957万5,000円で、前年度比2,256万9,000円、0.5%の減でございます。主な事業は、福祉医療給付費2億7,951万3,000円、児童扶養手当給付費1億9,847万7,000円、児童手当給付費4億9,140万円、生活保護給付費8億2,726万6,000円でございます。

衛生費は16億1,101万3,000円であります。前年度比2億6,575万8,000円、19.8%の増でございます。

3ページをお願い致します。

主な事業は、クリーンセンター基幹改良整備事業7億35万円、空き瓶の分別収集事業346万9,000円、インフルエンザ予防接種事業1,216万5,000円、高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業79万1,000円でございます。

労働費は1,933万2,000円で、前年度比2,314万9,000円、54.5%の減でございます。主な事業は、緊急雇用創出臨時対策基金事業1,267万1,000円でございます。

農林水産業費は2億9,432万9,000円で、前年度比1億3,215万6,000円、31.0%の減でございます。主な事業は、集排25号防護フェンス改修事業427万4,000円、林道上虻川線改修工事549万円、潟上農業生産力向上事業補助金608万円でございます。

商工費は2億2,364万7,000円で、前年度比583万8,000円、2.7%の増でございます。主な事業は、天王温泉くらは取水設備更新工事382万6,000円、地域活性化イベント事業、これはグリーンランドまつりであります。1,373万5,000円、商工会共通商品券事業補助金1,000万円でございます。

土木費は11億4,981万8,000円で、前年度比1億6,082万5,000円、12.3%の減でございます。主な事業につきましては、市道大清水下谷地線改良整備事業、これは橋梁の架け替えでございます。1億3,354万6,000円、除雪関連経費が1億1,864万1,000円、梅の里植栽379万6,000円、住宅リフォーム補助金3,900万円、市営住宅改修事業、山神南団地であります。601万4,000円でございます。

消防費は8億1,685万4,000円で、前年度比67万1,000円、0.1%の減でございます。主な事業は、消防団の器具庫整備事業、昭和の第8分団分が1,195万1,000円、同じく飯田川の第2分団分が984万4,000円となっております。津波ハザードマップ修正事業338万5,000円、津波避難タワー視察事業89万4,000円でございます。

教育費は11億6,349万9,000円で、前年度比7,137万4,000円、5.8%の減でございます。主な事業は、チャレンジデー開催事業176万5,000円、国民文化祭準備事業387万6,000円、教育用コンピューター整備事業5,000万円でございます。

災害復旧費は300万円を計上致してございます。

公債費は13億8,382万3,000円で、前年度比1億407万3,000円、7%の減でございます。

また、歳出における性質別の内訳については、義務的経費は69億17万円で、このうち人件費は30億370万7,000円で、前年度比4,070万7,000円、1.4%の増でございます。

扶助費は25億1,264万円であります。前年度比8,564万9,000円、3.5%の増でございます。

公債費は13億8,382万3,000円でございます。

普通建設事業費は13億1,000万5,000円あります。前年度比1億6,974万6,000円、11.5%の減でございます。主な事業と致しましては、クリーンセンター基幹改良整備事業や市道大清水下谷地線改良整備事業、市役所庁舎整備事業などを実施するものでございます。

物件費は16億5,650万3,000円で、前年度比3,467万1,000円、2.1%の増でございます。

維持補修費は1億1,975万8,000円で、前年度比791万9,000円、6.2%の減でございます。

5ページをお願い致します。

補助費は12億9,182万3,000円で、前年度比5,485万5,000円、4.1%の減でございます。

特別会計に対する繰出金については18億3,471万6,000円で、前年度比5,245万8,000円、2.8%の減でございます。

続きまして、議案第36号から議案第46号までの特別会計及び企業会計について申し上げます。

10の特別会計と水道会計の企業会計を合わせた総額につきましては94億4,494万7,000円で、前年度と比較致しますと3億8,897万8,000円、4.0%の減でございます。

主な事業と致しましては、下水道事業整備事業に7,570万4,000円、天王大崎地区への給水事業、これは配水管布設工事の実施設計及び配水管の整備でありますけれども、これに1億3,205万円を計上致してございます。

以上が平成25年度一般会計並びに特別会計の予算の概要でございます。

以上でございます。



○議長（千田正英） 議案第35号、平成25年度潟上市一般会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に分割付託します。

議案第36号、平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第37号、平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第38号、平成25年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第39号、平成25年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第40号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第41号、平成25年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第42号、平成25年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第43号、平成25年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第44号、平成25年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第45号、平成25年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第46号、平成25年度潟上市水道事業会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第50、議案第47号 市道路線の認定及び変更について】

○議長（千田正英） 日程第50、議案第47号、市道路線の認定及び変更についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） それでは、議案書の283ページをお願い致します。

議案第47号についてご説明を致します。本案は、市道路線の認定及び変更についてでございます。

道路法第8条第1項及び第10条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定し、及び変更するということでございます。

認定する路線につきましては次の5路線でございます。それから、次のページをお願い致します。変更する路線につきましては次の59路線で、全部で64路線になっております。

それでは、292ページをお願い致します。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございます。開発行為等により、市に帰属された道路を市道として管理するため、路線を認定及び変更する必要があるもので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

このたび新たに認定する路線は5路線でございます。それに伴う延長が611.7メートルでございます。この内容については283ページに記載をしております。

また、変更する路線で番号1から3までは天塩の圃場整備に伴う3路線で、2,795.7メートルの延長減となっております。

また、番号4から59までの56路線は路線名が現状とそぐわない路線であり、路線名の変更を行うものでございます。例えば、大久保小学校線を大豊小学校1号線とするなどを全路線を検証した結果、路線数が増えたものでございます。これによりまして全体の延長は2,184メートルの減となっております。

これに伴う市道の内訳につきましては、1級市道が延長6万585メートル、2級市道につきましては4万1,174メートル、その他の市道が29万7,772メートルとなり、市道の全体延長は39万9,531メートルとなることとなります。

以上でございます。

○議長（千田正英） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第51、同意第1号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について】

○議長(千田正英) 日程第51、同意第1号、湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長(石川光男) 同意第1号、湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について。

湖東地区行政一部事務組合議会議員(知識経験をする者)に下記の者を推薦したいので、湖東地区行政一部事務組合同規約第5条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

#### 記

住 所 湊上市飯田川金山字家ノ前124番地

氏 名 古 戸 俊 行

生年月日 昭和22年1月1日

平成25年2月20日提出 湊上市長 石川光男

提案理由、湖東地区行政一部事務組合議会議員(知識経験を有する者)の古戸俊行氏が平成25年4月19日付けで任期満了となるので、湖東地区行政一部事務組合同規約第5条第1項の規定により、議会の同意を得て議員を推薦しなければならない、これが理由であります。

古戸俊行氏は今現在、湊上市消防団の団長をしております、消防議会の知識経験を有する者の議会議員としてふさわしいと考えますので、宜しくお願い致します。

○議長(千田正英) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第1号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、同意第1号、湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦については、同意することに決定致しました。

【日程第52、承認第1号 専決処分の承認について（平成24年度潟上市一般会計補正予算（第8号））】

○議長（千田正英） 日程第52、承認第1号、専決処分の承認について（平成24年度潟上市一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

承認第1号について、当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、本日配付致しました専決処分の承認についての294ページをお開きください。

承認第1号、専決処分の承認について（平成24年度潟上市一般会計補正予算（第8号））であります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年2月20日提出 潟上市長 石川光男

次のページをお願い致します。

専決処分書

平成24年度潟上市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成25年2月18日 潟上市長 石川光男

平成24年度潟上市一般会計補正予算書（第8号）の1ページをお願い致します。

平成24年度潟上市一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億1,839万2,000円とするものでございます。

歳入についてご説明申し上げます。

4ページをお願い致します。

9款1項1目地方交付税は、特別交付税で5,000万円の追加でございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

8款2項1目道路維持費は、除雪委託料5,000万円の追加でございます。

今冬はこれまで平成18年豪雪を超える降雪があり、2月18日現在の累計降雪量は378センチと、平成18年度の同日と比べまして34センチメートル多くなっております。このような状況から、先の第1回臨時会においても1億5,000万円の補正予算を議決いただき、これまで除排雪にあたってまいりましたが、先週末から降雪によりまして除排雪の

ための出勤回数が急激に増えております。これに伴いまして予算執行が進んでおりますことから、今後の降雪にも備え、このたび5,000万円の補正予算を2月18日付けで専決処分させていただいたものでございます。今後も市民の冬期間交通の確保に努めてまいりますので、宜しくご理解をいただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（千田正英） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第1号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、承認第1号、専決処分の承認について（平成24年度潟上市一般会計補正予算（第8号））については、原案のとおり承認することに決定致しました。

【日程第53、陳情第1号 追分西町内に集会所の新規設置について から 日程第55、陳情第3号 年金2.5%の削減中止を求める陳情】

○議長（千田正英） 日程第53、陳情第1号、追分西町内に集会所の新規設置についてから日程第55、陳情第3号、年金2.5%の削減中止を求める陳情を一括議題とします。

陳情第1号から陳情第3号は、お手元に配付の陳情一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第1号から陳情第3号は、陳情一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

【日程第56 陳情第17号の取り下げについて】

○議長（千田正英） 日程第56、陳情第17号の取り下げについてを議題とします。

平成24年11月28日提出されました年金2.5%削減中止を求める意見書の陳情は、12月定例会において社会厚生常任委員会に付託され、継続審査となっておりますが、お手元に配付のとおり陳情者から取り下げたとの申し出がありました。常任委員会に付託された陳情の取り下げについては議会の許可が必要となります。

お諮りします。本件陳情の取り下げを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(千田正英) 異議なしと認めます。したがって、本件陳情の取り下げには許可することに決定しました。

次に、休会についてお諮りします。議案調査等のために2月21日から2月24日までの4日間、休会と致したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(千田正英) 異議なしと認め、2月21日から2月24日までの4日間、本会議を休会することに決定致しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会致します。

なお、2月25日月曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

大変お疲れさまでございました。御苦労さまです。

---

午後 2時22分 散会

